平成２８年（フ）第２１０号
青森市大字新城字平岡378番地１　ＦＡＰ．ｃｏｍ／／２・203号
債務者　高田　悠介
1　決定年月日時　平成29年２月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月13日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第１９９０号
愛知県半田市栄町２丁目22番地　半田同胞園
債務者　榊原ひとみ
1　決定年月日時　平成29年１月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月24日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第３号
松江市東津田町1710番地２
債務者　熊谷　麻由
1　決定年月日時　平成29年２月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月25日まで
松江地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第３９３号
東京都八王子市四谷町1210―８
債務者　小川　　正
1　決定年月日時　平成29年１月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月28日まで
5　免責審尋期日　平成29年３月28日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第３９４号
東京都八王子市四谷町1210―８
債務者　小川　光子
1　決定年月日時　平成29年１月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月28日まで
5　免責審尋期日　平成29年３月28日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第４１９号
東京都文京区白山１丁目６―５―905
債務者　藤井　博子
1　決定年月日時　平成29年２月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月28日まで
5　免責審尋期日　平成29年３月28日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第４２０号
東京都東大和市新堀１丁目1420―13―202
債務者　橋本　弘道
1　決定年月日時　平成29年２月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月28日まで
5　免責審尋期日　平成29年３月28日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第４５４号
東京都江戸川区鹿骨５丁目５―19―203
債務者　篠原　玲子
1　決定年月日時　平成29年２月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月28日まで
5　免責審尋期日　平成29年３月28日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第４９９号
東京都東大和市蔵敷３丁目859―１　スクエア21　105
債務者　友田　肩一
1　決定年月日時　平成29年１月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月28日まで
5　免責審尋期日　平成29年３月28日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第５０４号
東京都江東区北砂７丁目７―１―1428
債務者　和田　文月
1　決定年月日時　平成29年１月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月28日まで
5　免責審尋期日　平成29年３月28日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第５１３号
東京都杉並区松庵２丁目12―15　マイトピア西荻パート１　103
債務者　三瓶　藍子
1　決定年月日時　平成29年１月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月28日まで
5　免責審尋期日　平成29年３月28日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第５２３号
東京都世田谷区深沢６丁目25―４―102
債務者　相澤　靖子（旧姓阿部）
1　決定年月日時　平成29年１月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月28日まで
5　免責審尋期日　平成29年３月28日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第５２６号
東京都板橋区成増４丁目22―11―306
債務者　黒岩　弘子
1　決定年月日時　平成29年１月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月28日まで
5　免責審尋期日　平成29年３月28日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第５３８号
東京都東村山市富士見町１丁目14　８―507
債務者　福澤　陽菜
1　決定年月日時　平成29年１月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月28日まで
5　免責審尋期日　平成29年３月28日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第５４４号
東京都足立区保木間３丁目32―１―205
債務者　山本錬三郎
1　決定年月日時　平成29年１月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月28日まで
5　免責審尋期日　平成29年３月28日午前10時
東京地方裁判所民事第20部